



許可第18号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社 遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第46条第1項の規定により、
下記のとおり許可する。

平成22年3月25日

八王子市長 黒 須 隆 一

記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
紙くず、木くず、繊維くず、厨芥
- 2 収集・運搬の区別 収集・運搬（保管、積替えを除く）
- 3 運 搬 先 事業系一般廃棄物
八王子市処理施設及び多摩ニュータウン環境組合
- 4 作 業 場 所 八王子市域内
- 5 許 可 の 有 効 期 間 平成22年4月1日から
平成24年3月31日まで
- 6 許 可 の 条 件 裏面記載のとおり

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます。
2 この決定については、この決定（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。
3 1（又は2）の場合において、この決定（2の場合で1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て（2の場合は処分取消しの訴えの提起）をすることはできません。

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を処分または積み替えをするため、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を収集する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む）を混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を同一車両に混載してはならない。
- (5) その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定を遵守すること。

変 更 事 項			
変更年月日及び番号	件 名	変 更 内 容	印
平成 年 月 日号 第 号			
平成 年 月 日号 第 号			
平成 年 月 日号 第 号			
平成 年 月 日号 第 号			
平成 年 月 日号 第 号			